

# 社会福祉法人 興善会 役員等報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人興善会(以下、「この法人」という。)の役員、評議員及び委員会委員の報酬及び費用に監視必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4)報酬とは、報酬、賞与、その他の名称に関わらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5)費用とは、交通費、旅費(宿泊費も含む)等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

## (報 酬)

第3条 役員、評議員及び委員会委員に対する報酬は、無報酬とする。

## (費 用)

第4条 役員、評議員及び委員会委員がその職務を行うために要する費用は弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人興善会の旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

## (公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給基準として公表する。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

## 附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(令和元年6月19日評議員会議決)